Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	宇佐八幡宮の祠官について
Sub Title	On the Shinto-Priests at Usa-Hachimangu (宇佐八幡宮)
Author	佐志, 傳(Sashi, Tsutae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1958
Jtitle	史学 Vol.31, No.1/2/3/4 (1958. 10) ,p.168- 192
JaLC DOI	
Abstract	It is believed that the Usa-Hachimangu had long been enshrined as a native god in the Usa district, though it was only during the 8th century that people began to deify him as a national god. In the year 725 the Shrine was built for the first time, for previously they had only had the primitive megalithic form of worship. There are two kinds of gods, male and female, in the Hachiman God, Of the two, the Goddess had been worshipped from much older times than the male God by the Ogas 大神氏 in the Izumo circle 出雲系 and the Kara- shimas 辛島氏 who were naturalized Japanese. The male God was worshipped by the Usas 宇佐氏 a powerful family in Usa district. In the later period, those Gods and Goddesses were generally called the Usa-Hachiman-Shin. The Ogas and the Karashimas were both Shamans and accordingly, the Usa-Hachiman's primitive form was Shamanism. It was propagated to the central part of Japan soon afterward through those Shamans who communicated oracles to the people which gave considerable influences upon them. Finally the Hachiman-Shin from being a mere local god came to be worshipped by all the people, including the Emperors, as the National God.
Notes	慶應義塾創立百年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19581000-0172

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 宇佐八幡宮の祠官について

.

佐

志

傳

#### 序言

吉氏が長岡、平安遷都の景背として、その一面を明らかにした以外に見るべき論考が現われていない。 と看做されている。漢氏は竹內理三氏や關晃氏によつて極めて詳細な、 わが國の古代社會において、歸化人の占める地位は、きわめて高いものであつたが、なかでも漢氏と秦氏はその双璧 かつ網羅的な研究がなされたが、 秦氏は喜田貞

は中野幡能氏によつて宇佐八幡神と秦氏との關係は一層明確となつた。これら諸先學の勞作に對して新たな妄說をさし 神及び宇佐八幡神が指摘され、また秦氏と因縁淺からぬ神として賀茂神と大三輪神が擧げられた。 はさむ考えではないが、この關係を別の角度から考察して、 いると言つても過言ではない。 ところがこの秦氏の、わが國の神道に及ぼせる影響については、夙に精緻なる論説が發表されて飛躍的な進步をとげて 昭和十八年に眞野勝利氏と半田康夫氏によつて、秦氏の奉祀する神として稻荷神、(5) 再確認してみたいと思う。 更に昭和二十五年に

導權あらそいにおける秦系祠官の動き等、 今まで特に等閑視されていた宇佐八幡宮の、祭神とそれを齋きまつる奉祀集團との關係、 秦氏が奉祀することによつて宇佐八幡宮自體がどのような發展を遂げること 或いはその祠官相互間の主

が出來たか、と言うような點を考えてみたい。

#### | 秦氏のまつる神

秦氏のまつる神として最も有名なのは伏見稻荷大社である。稻荷社の起源を語る最古の現存史料として山城國風土記

逸文伊奈利社の記事のあることは周知の通りである。

白鳥 飛翔居1山峯 伊禰奈利生 遂爲11社名1 山城風土記日 伊奈利社 稱11伊奈利1者 秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公 積,稻粱,有,富裕,仍用、餅爲、的者 至,其苗裔,悔,先過,而拔,社之木,殖、家禱祭之 今殖,其木,蘇者得, 化,成

福 殖,其木, 枯者不, 福

ある秦氏の所傳にかかる「神號傳幷後附十五箇條口授傳之和解」にも收錄されている。(ダ) とある。この記述は西田長男氏の指摘されるごとく卜部氏に傳來したものであり、殆んど同內容のものが當社の祠官で

定説では所謂古風土記の逸文と解されている。 三年に勘進せしめられた風土記の逸文であるのか、はつきりしないため伴信友は後者によるものと斷定したが、今日の(?) 奉祀したということは、 傳說については多少の考えもあるが、本題よりはずれるので割愛することとして早速本論に入る。この稻荷社を秦氏が あるが、これと類型的な説話である豐後國風土記速見郡田野の餅の的説話を考え合せると推測することが出來る。 さてこの神名帳頭註、 年中行事祕抄の上卯日稻荷祭事の條に 諸社根元記に載せる逸文が果して和銅六年に撰上を命ぜられた所謂古風土記であるのか、 この風土記逸文の稻荷傳說には脫文があり、 文意のよく通じない箇所も 延長

件神社立始祭始之由。慥無,,所見? 但彼禰宜祝等申狀云。 此神。和銅年中。 始顯,在伊奈利山三ケ峯平處」。 是秦氏祖

又別の家傳を主張している。しかしこの荷田氏家傳の稻荷社鎭座說も、(fi) 家傳を基礎とし、天智紀三年十二月條等を参照して對抗上創作したものに外ならない。 おの異同を含んだ説話が在つたとも言える。ところがこの秦氏に對抗し御殿預職、 た秦氏の所傳であり、 とあり、 中家等。 二十二社註式によれば、 被來殖,蘇也。 又秦氏も後に本家三家、 即彼秦氏人等。 「和銅年中」を「和銅四年」としている。この稻荷傳說は當社の創建以來祠官であつ 爲,|禰宜祝,。供,|給春秋祭等,。依,|其靈驗,|有,被,奉,|臨時御幣,|云々 別家八家に分れてそれぞれ家傳の説を主張したため、 西田長男氏の考察される如く、 目代職を世襲した荷田氏の四家は 詳しく言えばおの あくまで秦氏の

正 次に稻荷大社とともに秦氏の奉祀する神社として松尾神社が擧げられる。本朝月令に引く秦氏本系帳によると 秦忌寸都理、 位勳一等松尾大神御社者。 自』戊午年,爲、祝。 自11日埼岑1更奉11請松尾1。又田口腹女。秦忌寸知麻留女。 子孫相承。 筑紫胸形坐中部大神。 祈,将大神,。 云々 戊辰年三月三日。天下坐,松崎日尾,。 始立::御阿禮平一。 埼岑ii。大寳元年。 叉云:日大寳元年。 知麻留女之子秦忌寸都 jii 邊腹

矢に感じて男子を産んだ女玉依日賣を、 することも古くから指摘されている。 文の可茂社の記載が最も古い史料であることは周く知られており、又それが三輪傳說に見られる丹塗矢傳說の系統 祭る神となり、遂には秦氏の氏神に當てられ、一方東の賀茂社と共に京都の守護神と仰がれるようになつた。 とあつて、大寶元年都理が宗像神を松尾に勸請し、 さてここで眼を轉じて松尾社と並び稱せられる賀茂社の緣起に觸れてみたい。 更にこの説話を本朝月令に引く秦氏本系帳によつて檢討すれば、 秦氏の女子に擬している。 社を建て都駕布を祝に任じたとある。 それのみならず、 賀茂社創設に關しては山城國 その丹塗矢に言及して 後に松尾神は代々秦氏の齋き 賀茂傳説で丹塗 屈土 記 K 逸

戶上矢者松尾大明神是也。是以秦氏奉,祭三所大明神,。而鴨氏人爲,秦氏之聟,也。秦氏爲,愛聟,以,鴨祭,讓,與之,。

故今鴨氏爲,,禰宜,奉、祭。此其緣也。

と言つて、これを松尾神に擬定している。その上鴨氏が秦氏の聟となつて松尾社へ入り、更に禰宜となつて仕えたとも

述べていることは興味深いことである。

傳說と秦氏の祀る松尾神とが關係づけられてくるのであるが、このような關係は果して行われたことであろうか。信友 遠祖也云々」と現存山城國風土記逸文に見られない一條を擧げ、その次にこの秦系賀茂傳說を掲げている。ここで賀茂 の説によるとこの秦系説話を全面的に否定して この秦氏本系帳に言う秦系賀茂傳說はその前文に風土記の賀茂傳說を引用し、次いで「妹玉依日子者。今賀茂縣主等

是乃父母子愛之義云々など、なほもうべく~しげにいひなせるは、もはら己が蕃種の卑姓なるを匿して、建角身命の 神別とし、 かへりて賀茂の氏人の社家の上に出むとかまへたる巧には、神をも神とおもひ奉らず、祖をも祖とおもは

ざる、いともにくむべき偽説になむありける

と云い、更にこの秦氏本系帳の記事は「舊く傳來れる本系帳に、後に狡黠なる氏人のありて、書加たるものなる事著し」 と論難してはいるが、今問題としている戸上の矢が松尾神であるという説に對して

但しその偽説の中に、戸,上,矢松,尾,大明神也。といへるのみは、しかすがにそのかみ社家の現しき傳説なるべ

くきこゆる一云々

と註記して、その點だけは認めている。

秦系賀茂傳說は風土記の賀茂傳說が玉依日賣とする女性を秦氏の女に比定し、賀茂河を葛野河と處を變えてはいるが、

内容は全く同一と言つてよい。この點より眞野勝利氏は

利用し、秦氏本系帳にあるが如き物語を作つたものである。 即ち秦氏は鴨氏と關係を生じたるこの機會に、その祖が地神系なる如く傳裝せんとして、 加茂の傳說を改作玉依姫を

この場合は肥後和男氏の考察されるように、この種の說話は賀茂にのみあつて、(ほ) ものであろう。 と主張されるが、このような意識的な動きが秦氏自身にあつたかもしれないが、 一元説では理解されないと思われる。各地で、各氏族がこの種の説話を、自分達だけのものとして傳承し保存してきた 他には絶對にありえないものだという 少し强辯に過ぎるのではなかろうか。

たてることなどから推して、そこには共通の神婚感生傳說があり、兩社は古くから何等かの關係を有していたことを示 くから賀茂氏と秦氏との間に通婚の事實のあつたことを物語つているものではなかろうか。 が、各自別々に傳えられたものであることがわかる。そして賀茂氏が迎えられて秦氏の養子となつたという説話も、 している。 以上のような點から、 秦氏の傳える說話と風土記に載せられた說話、 更に大三輪に傳える説話の一連の丹塗矢傳説 元來賀茂と松尾は御阿禮

おり、 日賣とその父賀茂建角神とを祭つている。 さてここで松尾社の祭神をたずねると、丹塗矢となつて玉依日賣も通じた神は、 も う 一 座はさきに引いた秦氏本系帳によれば胸形の市杵島姫神としている。 大山咋神が又鳴鏑の靈形とも考えられているから、 賀茂社は上社に別雷神、 古事記よれば大山咋神であるとして 先きに引用したように信 下社 に玉依

氏族と、說話に現われる玉依日賣との三要素が宇佐八幡の奉祀集團を考察する上に最も主要な因子となつてくる。 いずれも玉依日賣という名の女性が登場して說話の中核をなしている。 傳說と酷似する自己の傳說を傳承していた。しかも松尾神が賀茂の玉依日賣と通じたと語られ、實際には賀茂氏と秦氏 祭り、これを奉齋するのは歸化人の秦氏であつた。そして賀茂は出雲系三輪氏の傳える丹塗矢傳說を有し、秦氏は賀茂 雲系の神であり、 友が偽説だと論じた秦氏本系帳の内で、賀茂傳説の松尾神だけを認めた理由もそこにあるのである。この大山咋神は れてくる。三輪の大神氏、賀茂の賀茂氏、松尾の秦氏が一つの説話を紐帶として關係づけられ、三輪と賀茂の說話には とに婚姻關係を結んでいたであらうと考えられた。この賀茂と松尾の關係は三輪をも加えて、より大きな範疇に擴大さ 賀茂氏も出雲系の出と考えられる。松尾社の宗像神は天神系であるが、その主神に出雲系大山咋 この出雲系の神と、それより起つたと思われる 出

### 一 字佐八幡宮の祠官

しかも内容が最も豊富である八幡宇佐宮御託宣集によれば 宇佐八幡神出現の際に最も大きな役割を果したと考えらる者に大神比義なる人物がある。宇佐八幡に關する最も古く、

金刺宫御宇二十九年戍子

五人行即三人死、 筑紫豐前國宇佐郡、菱形池邊小倉山麓、有,,鍛冶之翁,、帶,,奇異之瑞,、爲,,一身,現,八頭,、人聞,之爲,,實見,行時、 十人行卽五人死、 故成,恐怖,無,行人,、於,是大神比義行見,之無,人、云々 (靈卷)

比義が三年間五穀を斷つて祈願したところ八幡神が顯れたとある。比義は託宣集に

夫比義者不¸知"何國之人,不¸辨"誰家之子,來"自然長生之道,衝"天山高·出"靈威神妙之底,氣宇淵深其形似"仙翁·

卷)

さわしいが、後に大神を名のる者によつて八幡神は祀られているから、このような説話が起つたのも、八幡神出現に與 宣集の記事をそのまま肯定すると欽明朝から、 つて力のあつた大神氏の、歴史的事實の反映と考えて差支えなかろう。 と言つて、出自不明としているが、要するに比義によつて八幡神は出現することが出來たのである。 和銅年間まで約一四〇年間も生きながらえ、 延喜式に まさに「仙翁」 比義なる人物は託 の 形容にふ

凡八幡神宮司。以二大神宇佐二氏一補」之。不」得」雜二補他氏一。(三、臨時祭

とあり、承和十一年の宇佐八幡宮彌勒寺建立緣起にも

定,,大神朝臣宇佐公兩氏,任,,大少宮司,以,,幸島勝氏,爲,,祝禰宜,云々

ばならない。 らなければならなかつたのか。この樣な疑問を解決するにはもう少し時代を遡つて創建當初の祠官について觸れなけれ 土着の宇佐氏が何が故に八幡神の出現に關與しなかつたのであろうか。 とある。宇佐氏は言うまでもなくこの地方の土着の大氏族で、神武天皇東征説話以來の國造系氏族である。このような 如何なる理由によつて大宮司の職を大神氏に譲

呂である。 ある。次いで續紀天平勝寶元年十一月の條と、 八幡宮の祠官で正史に現われる最も古い例は、 以上の三名はいずれも大神氏であり他氏の祠官の名は擧げられていない。 同年十二月の條とに見られる禰宜大神朝臣社女と、 續紀天平二十年八月の條に見られる祝部大神宅女と大神社女の二人で 正史のみによると内容にとぼしい 主神司大神朝臣田

ので、託宣集を中心に二、三の氏族を取り擧げてみよう。

れた。 まず大神比義についてみると、 次いで和銅元年に八幡神が再び神威を現わしたので、 先に引用した託宣集によつて分るように、 比義が重ねて精進したことを託宣集は述べている。 欽明天皇二十九年の八幡神 出現譚 中 「にみら

元明天皇元年和銅元年戊申四十三代

人絶,穀三箇年精進一千日(中略)渟名倉太珠敷天皇御世、辛嶋勝乙目爲,祝、爰乙目之妹黑比賣采女幷御戶代己私治是大御神之御心荒畏坐、往還之類遠近之輩、五人行卽三人殺、十人行卽五人殺、于時大神比義又來與,辛嶋勝乙目,兩 豐前國字佐郡內大河流 佐河, 西岸有"勝地、東峯有"松木,變形多端化、鷹顯、瑞、今號"字 渡、瀨而遊,此地,飛、空而居,被松了

田貳段進」之、辛嶋勝意布賣爲,禰宜一、右入等自,大寶元年,以前住而奉仕矣、次辛嶋勝波豆米今爲,禰宜一云々(靈卷)

これによると、比義と共に一千日の精進潔齋を勵めた辛嶋勝乙目は、 た。更に同族の意布賣は禰宜に任ぜられ、 和銅元年には同波豆米が禰宜職に就いている。 敏達朝に祝となり妹の黑比賣は采女に 更に石清水文書之二に引く *t*s 9 てい

「廣幡八幡大神大詫宣幷公家定記」の寶龜四年三月十四日付 (第三八六號) の八幡大神宮司解によると

右、吾社乃始祝大神朝臣比岐、 次は宇佐公池守、 辛島勝與曾賣三氏良、 宇加波志久、 我毛我と思天 宮司に競成事有

云位

うことのみを以て、比義の存在を否定し去ることは出來ないと思う。 ことの出來ない存在であつたことがわかる。 とあり、 比 義 允 (岐) は八幡宮の最初の 祝であつたらしい。このようなことから推して、 この種の人物は屢々超人化されて物語られるから、 大神比 義が 仙 翁 八幡 的であるとい 神 出 現に 缺く

げないが、宅女は先に述べたように續紀天平二十年八月の條に社女と共に外從五位下に敍せられた記事がある。 のみ記されている。春麻呂の子に胤守、宅女、諸男の二男一女があり、胤守も全く記載がなく、託宣集にもその名を擧 その後史上より消え去り、 られる。以上宅女、社女、 胤守の子であり、宅女と社女は叔母姪の關係に當り、いずれも八幡宮の祝部であつた。宅女の名はその後正史にも、 に叙位のことがあつた。 宣集にも見られないが、禰宜社女は主神司大神田麻呂と共に朝臣の姓を賜つたことが續紀天平勝寶元年十一月の條に見 比義の子に春麻呂がいるが、 社女と田麻呂は宇佐八幡神の東上に隨つて平城京に至り、天平勝寶元年十二月にはこの兩名 田麻呂の三人がわが古代史上に宇佐八幡宮の祠官として現われる最初の例であるが、宅女は 春麻呂の事蹟は全く不明である。大神氏系圖によれば靈龜二年頃仕えていたといこうとの。 社女は

次に諸男は託宣集に

宇佐郡當,小倉山之坤,存,小山田之林、元正天皇二年靈龜二年丙辰、大神諸男、辛嶋勝波豆米奉,隨大御神之御心,、

立,,宮柱,奉,,造小山田之神殿,致,,祭祀,(靈卷)

元正天皇御宇 治九年 ととであろう。同じく託宣集に 大きな影響は、養老四年隼人族征討の軍に薦枕を神體とする神輿をたてて隨い、その結果放生會の起源をなしたという と記して、靈龜二年波豆米と共に小山田社を建立した事をのべている。 更にこの兩名によつて八幡信仰に及ぼした一番

第六年養老四年庚申、大隅日向兩國隼人等擬、令、傾,日本,之間、公家爲、降,伏此凶賊,被、祈,申宇佐宮,之時、 豐前國守

正六位上字努首男人將軍奉」請;大御神;之間、 爾宜辛嶋勝波豆米爲,大御神之御杖名也云々 (薩卷)

とあり、更に薨枕の神體を造つたのは諸男であると記している。

依」之諸男奉」刈"此薦,、令」造"別屋,、七日參籠、一心收」氣奉」裹"御枕,、 御長一尺御徑三寸、 皆以11神慮1也 豐前

守將軍奉」請,,大御神、、禰宣辛嶋勝波豆米爲,,大御神之御杖,女官云々 (靈卷)

この託宣集の隼人族叛亂の記事を正史に徴すると、續紀養老四年二月の條に

大宰府奏言、隼人反殺,,大隅國守陽侯史麻呂,

とあり、翌三月の條に

以,,中納言正四位下大伴宿禰旅人,、爲,,征隼人持節大將軍,、授刀助從五位下下笠朝臣御室、 民部少輔從五位下巨勢朝

臣眞人爲,副將軍,、

とあり、波豆米や男人の名は見えないが、隼人の叛亂は歴史的事實と考えられるから、異族征討の軍に字佐八幡の神輿

を奉じて、禰宜が隨つたということも充分理解される。

たが、位をさずけられた五年の後天平勝實六年十一月、突然この兩名は藥師寺僧行信と厭魅をなした罪により配流の刑 諸男の子は先に記した田麻呂で、社女とはイトコ同志であつた。田麻呂と社女に賜姓と叙位のあつたことは旣に述

藥師寺僧行信、與,八幡神宮主神大神多麻呂等」、同」意厭魅、 下,所司,推勘、 罪合,遠流、於,是遣,中納言多治比眞

人廣足,、就,,藥師寺,宣、韶、以,,行信,配,,下野藥師寺,、

に處せられた。即ち續紀天平勝實六年十一月二十四日の條に

史、學第三十一卷第一一四號

とあり、更に同二十七日の條には

他人,補,神宮禰宜祝,、其封戶位田、幷雜物一事已上、令\*大字,撿知,焉 從四位下大神朝臣社女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並除名從,,本姓一、社女配,於日向國、多麻呂於多樹嶋、因更擇,

とある。この事件により宇佐八幡は翌天平勝寶七年三月に八幡大神託宣として

神吾不」願」矯,託神命」、請取封一千四百戶、田一百四十町徒无」所」用、如」捨,山野、宜」奉」返,朝廷、唯留,常神田

依,,神宣,行,之(續紀)

ものと考えられる。 てを返上している。この事實より推して、社女田麻呂が行信と結托し、いつわりの託宣を發して封戸位田を奪いとつた と言つて、天平勝寶二年に受けた一品八幡大神の封戸八百戸位田八十町と、二品比賣神の封戸六百戸位田六十町のすべ

この結果社女田麻呂は八幡宮の祠官を追放され、「他人」が禰宜職についた。彌勒寺緣起によると

5 に任ぜられているから同族であることは間違いなかろう。この引用文によつても窺われるように、 ても託宣がないと言う理由で簡単に解任されてしまうのである。 とあり、 次以,,辛島勝久須賣(天平勝寶七年補,,禰宜(爰雖、經,,數年(無,,詫宣(仍天平寶字七年解却、之、以,,其子志奈布女,補、之、 解任したのは無論宮司職にあつた者(この當時誰であるのか史料を缺いているので分らないが、何人かがその職に 同様の記述は託宣集 禰宜意布竇、及び同波豆米等と、禰宜久須賣と娘同志奈布女との關係は全く不明であるが、いずれも禰宜 (威卷) にも載せられている。辛島氏の系圖は見られないので、旣に述べた祝乙目と妹采(タロ) 祠官内部においてはその權力を宮司が握つている 禰宜は一度任命され

就いたか或いはその權限を施行していたものと思われる)であろうが、神託を發するということに最大の特徴を有する 宜社女には從四位下という比類のない高い位を賜つている。 職に留るべき何物もなく、 八幡神の、 對外的發展を約束するのは神託を傳える禰宜であつたのである。その故に神託を傳えない禰宜は、 逆にその神託が極めて効果的であつた場合には、主神の田麻呂が外從五位下であつても、 永くその 禰

天平寶字七年に久須賣は 禰宜の職を追われ、 替つて娘の志奈布女がその後任となつたが、同時に辛島勝與曾女が

に、同龍麻呂が祝に任ぜられている。彌勒寺緣起に

東方造」堂二字」號」沙法堂、二云々 廢帝天皇天平寶字七年、 大御神詫,禰宜辛島勝與曾女」,買龜七年七月廿五宣((中略)因、茲禰宜與曾女祝龍麿等彌勒寺金堂

大炊天皇五年天寶字七年癸卯託宣

とあり、託宣集(威卷)にも收錄してある。更に同年押領使字佐公池守が宮司職に就いた。

託宣集

(威卷) に

押頑使宇佐公池守願,我宮司,者

依」之擬::任宮司:之時又託宣

如」舊《大神朝臣田麻呂吾禮亦召天宮司士成牟在流乎麻天者

宮において目まぐるし とあり、ここにはじめて國造系宇佐氏の祠官が史書に現われてくる。以上のようにこの天平寶字七年という年は、八幡の あ Ď 字佐八幡宮史における一つのエポックと言えるであろう。 い程祠官の更迭が かあり、 田麻呂社女なきあと九年にして漸く別の禰 田麻呂社女にとつて替つた池守與曾女という禰宜宮司 宜宮司體制が形作られ た年で

一七九

宇佐へ

幡宮の祠官について

は、 辛嶋勝與曾女爲,,禰宜,。 に大神氏で姻戚關係にあり、 幡宮の祠官で宇佐公を稱する者は、池守をおいて外に一人もいないという事は注目に値すると思う。 はみずから望んで宮司となり、與曾女はこの年突然禰宜として現われてきたのである。東大寺要錄四に「中間正六位上 これまでの比義乙目、 從七位下宇佐公池守爲…神宮司」と記すのは、この頃のことであろう。 諸男波豆米等とは全く別種の系列に屬する祠官である。 比義と乙目、諸男と波豆米はいずれも大神氏と辛島氏との結び付きであつた。そして池守 創設當初から奈良時代後期まで、八 田麻呂と社女は共

一年後天平神護二年十月に田麻呂一入許されている。 さて天平寶字七年の託宣に、天平勝寶六年に流された田麻呂を赦免させたいという意向を洩しているが、事件より十 即ち續紀に

任,神宫司,、及,北理賣詐覺,、俱遷,日向,、至」是復,本位 授"無位大神朝臣田麻呂外從五位下,、爲"豐後員外掾,、田麻呂者、 本是八幡宮禰宜大神朝臣毛理賣時、 授以,五位,、

許され、社女には何の沙汰もなされていない。社女の職掌と行爲とを考えると當然の處置とも言えようか。 とある。 さきに禰宜という職掌は極めて安定性のない、浮沈の激しいものであると述べたが、この場合でも田麻呂一人

じてそのことをまず最初に述べたところ、神異たちまちに起り、 之有,也、 て流されてしまつた。彼がこの神託を受ける際、素直にそれを受けるには自己の學識經驗が許さず、大いなる抵抗を感 この池守與曾女體制の時に道鏡事件は勃發した。 天之日嗣必立,,皇緒,、 無道之人、宜、早掃除、」という有名な神託を聽き、 神護景雲三年清麻呂は「我國開闢以來、 清脈呂は漸く神威を信じたという。後紀延曆十八年二 その託宜を奏上したところかえつ 君臣定矣、以、臣爲、君、未、

月の條に

清麻呂祈曰、今大神所」教、是國家之大事也、託宣難」信、 願示..神異.、 神即忽然現」形、 其長三丈許、 色如"满月"、

清麻呂消」魂失」度、不」能;四見、、

とあり、これを託宣集 (力卷)によつてみると更に詳細な記述がある。 神護景雲三年七月十一日清麻呂は八幡宮に勅使

として參拜し、まず寳物を献上したところ八幡神は

神吾禮貢進乃實物中朝家乃御志系利可請納之志汝加宣命平牛吾禮不可聞須爲旣識畢者

という神託を下し清麻呂の宣命は聞くことが出來ないと禰宜が傳えた。そのため清麻呂は答えて

禰宜汝者女身也、淸麻呂者男身也、汝傳宣不」可」信者也、云々

と言つたので、禰宜は宮殿に向つて

御神、清麻呂卿所」申頗有,,此疑滯,利令、顯,,現菩薩身比丘幷大小國王之形,天令、修,,行天竺震且日本國,之給布時幾奉、隨

遂,給仕,之四人之內我其一人之子孫也、 自」本利令,,傅宣,女御領事非」于,,今日,領早令」類、形之給天明七可」令」奉」申,,朝

天御返事,之御幾也

と言つて、自分が由緒正しい家柄の出身であることの證明に、八幡神の顯現を請うた。すると

于時御寶殿動搖一時許也、 御殿之上紫雲忽聳出矣、 如,滿月輪,而出,御和光,滿,宮中,、爰淸麻呂傾,頭合掌奉,拜,見

之,顯,現御躰,即無止僧形御高三丈許也

この邊の光景は後紀の記述にも窺うことが出來る。そして僧形となつて顯われた八幡神は清麻呂に對して

清麻呂卿汝不、信,,託宣,須女禰宜乃奉仕知元由否女禰宜者諧受,,職灌頂之位,布者乎撰仕祭利者

といつて、女禰宜の傳える託宣を信ずべきことを說いている。

るが は、果してどの程度の眞實性を持つているものであろうか。疑義を挿しはさむ余地は多分にひそんでいるようにも思え 接な關係にあつたこと等を考え合せると、極めて興味深い託宣である。 このような經緯を經て清麻呂は既に記した有名な託宣を奉じて復唱したのであつた。しかし託宣集に載せられた記述 (特に神異の項など)、禰宜がすべて灌頂をうけていたという點は、社女を禰宜尼といい、又八幡宮が古密教と密

こに再び託宣の眞僞が問題となり、八幡宮にとつては極めて重大な不祥事件が勃發した。 佐八幡は、道鏡事件の託宣によつて、より以上の神威を發揮し、その基礎を益々鞏固にすることが出來た。ところがこ がら、田麻呂社女等の偽託によつて封戸位田をかすめ取つた事實が明るみに出され、爾來しばらく沈默を守つていた字 さて以上のように、東大寺盧舍那佛鑄造に際し神助を與えんという託宣を下して、一躍中央の國家神と飛躍していな

と、七通の文書斷簡を掲げており、託宣集にも載せているが、これによると實龜四年正月二日豐前守和氣宿禰淸麿の解 先に引用した 「廣幡八幡大神大詫宣幷公家定記」 には石清文書番號第三七七號から 第三八六號にいたる 十通の文書

牧之務豈如此乎、望請、上件官人、國司判官已上、俱向神宮、 右、頃年之間、八幡大神禰宜宮司人等、寄辭神詫、 屢有妖言、 非止擾亂國家、 明定實否、事旨旣重、 兼有詐偽朝庭、前後國司未加糺正、 不敢不陳、 仍錄事狀、

七號)

と言つて、永年八幡宮の祠官が神託に言葉を寄せて、屢々妖言を發して朝延を惑わしているから、これ等祠官の適格か

罪を許された田麻呂を再び宮司に任用する件は、 否かを審かにするため、官人と下部の派遣を申請している。正月九日の大宰府の符によると、大宰少貳石川朝臣眞木の を發していたことがわかり、その結果第二に田麻呂の娘大神朝臣少吉備咩が禰宜に任用された。第三の天平神護二年 十五日の和氣淸麿等の解文(第三七九號) 名で主神從七位上中臣朝臣宅成以下對馬卜部、 によると、全部で五頃目に亙り卜占されたが、第一に禰宜辛島勝與曾賣は僞託 壹岐卜部等九名を直ちに派遣している ト食により吉という判定が下された。 (第三七八號)。 そして早くも正月 第四の課題には

遷 敷落 字

案前日詫宣狀何、大神大隅國故早欲所顯祀者、實歟、

とある。 この「前日詫宣」という託宣の内容は的確に摑めないが、次の卜占に關係のあることではないかと思われる。

即ち第五に

景雲三年の託宣として という疑いのもとにトした結果、「他神作島」 又日向大隅兩國海中作島者、大神吾不立作、 であるという結論が出ている。ところが託宣集(力卷、 他神所作、 此神依不見祀、 國家之爲屢起禍恠、 宜早顯祀者、 薩卷) 實歟不歟、 には神

大隅國海中仁造留嶋爾爲幸行坐爾船乎願欲布者

と言う神託 をか かげ、 八幡神が大隅の海中に造つた島に行くための船を所望している。 更に續けて

· 依託宣三月七日下,太政官符,何、 奉,八幡大神艤船,者、 四月四日奉,船并幣帛使,從八位上中臣朝臣川守被、奉、幣之日

神託宣

## 史 學 第三十一卷 第一一四號

船亦一艘不」足奈利二艘可」有志者

という都合のよい託宣を下してはいるが、 禰宜與曾女に位まで授けている所よりみると、朝延では早速用意したらしい。

卽ち

使川守卽言上之而被左大臣宣奉 勅偁、 依神教者即以同年六月七日禰宜辛嶋勝與曾女給,,從六位上,、 爾時彼大隅之海

中造嶋號之鹿兒嶋矣

とある。そして同年七月に淸麻呂が参宮した折には

海中爾嶋作品故波神祇乃威勢乎示見無道之衆生乎導及、 自1.他國1利發來信收賦乎反鎮牟我爲爾曾、 然吾非,,專作,須他神之營會會、

是神宜,早呈,祀志神祇毛悉率作留

天平寶字八年十二月に大隅薩摩兩國の堺、麑嶋信爾村の海中に沙石が自然と聚り三嶋をなしたという記事が續日本紀 であると言う神託があると、それを素直に信じ込む時代であり、ましてやその造島に鎮護國家的意味を含ませれば、 なつて働きかけたものではなかろうか。火山活動か地殼變動によつて海中に出來た島でも、 望んでいた處に、もう一艘追加しても直ちに用意される模樣であるし、 と言う託宣を下して、 あるから、櫻島火山の噴火によつて出來た小島を指しているのかとも考えられる。 艘や二艘は造作もないことであろうし、主唱者に叙位のことがあつても不思議はないであろう。 海中の島は専ら他神が造つたものであると辯じているのは甚だ疑わしい。島へ下る爲に船を一艘 與曾女に位を授けたりするのは、宇佐が中心に 神の意志によつて造つた島 因に、 五年以 前 船 K の

少し脇道にそれたが、正月十五日に以上のような判決を下している。

與曾女が禰宜職を追放されたがために最大の苦

境に立たされたのは、 禰宜と常に行動を共にし、 更に禰宜を巧みに利用して自らの地位を保持せんとする宮司宇佐公池

守である。池守は解文を奉上して

右 禰宜辛島勝與曾女、 頃年之間、大神之禰宜、 爲種々詫宣事、 未申上朝庭、此每事偽欺不少、此即明知與曾賣偽詫、

如是以僞奉欺朝庭、 但池守者敢不預密詫狀、云々(第三八〇號)

日の清麻呂の解文 と云つて、 と同田 與曾女一人に罪を負わせ、池守はそのような密詫には關與しなかつたことを强調している。 「丸が、 (第三八二號) によると、 祝には辛島勝龍麿 (四十四才)が、又大宮司には田麿が就任している。 禰宜與曾女と宮司池守は解任され、 禰宜には既出の大神朝臣小吉備賣(十 しかし正月十八

る。 子に小吉備賣、同女悲賣、 三月十四日八幡宮は宮司の解文(第三八六號)を奏上して ところが一カ月も過ぎない二月十日の國司解 與曾賣は實際には二月七日、 辛島勝阿古女、 既に託宣を傳えており、 同豐比賣、大宮司に多麿、少宮司に池守を就かせたいという意向を洩してい (第三八三號) によると、 國司や大宰府の命令など齒牙にもかけていない。 八幡神の託宣であるとして、 禰宜に與曾女、 その結果 忌

以大神朝臣比岐子孫、 永定大宮司門、 以宇佐公池守氏爲少宮司副門地、 以辛島乙目氏爲禰宜

一視門、

と言つて、大宰府の裁決を完全にくつがえし、解任された與曾女と池守はそれぞれ禰宜、 宮司に返り咲いてしまつた。

島の三氏によつて占められていたことが分る。 以上八幡宮祠官の去就を述べながら託宣の內容にも觸れてみたが、祠官のうち宮司、 宇佐氏は宇佐公池守の名しか擧げられていないが、 爾宜 祝の職は宇佐、 既に述べたようにこ 大神、辛

の地方の土着の國造系氏族である。

能氏の指摘されるように、出雲系三輪氏の同族と考えてよかろう。 この大神を當地方では「おおが」と訓んでいるが、大和地方ではこれを「おおみわ」と稱している。言うまでもなく大 が、田麻呂一人許されて再び宮司職を襲つた。その他寶龜四年に禰宜となつた田丸、 女と共に、 れるうちの一 の際に最も功績のあつた比義、次いで春麻呂、次いで胤守、宅女、諸男がある。宅女は八幡宮祠官で正史に初めて現 和の三輪氏である。豐後の大神郷に大神氏の館跡と稱するものがあり、この地を大神氏發祥の地としているが、 同じく忌子となつた女悲賣があり、又同じく種麻呂は延曆九年八月二十二日、大宮司に任ぜられてい 大神氏は 八幡神が國家神として發展をとげる際の代表者であり、後に偽託を發したことが發覺して流罪に處せられ 多數の祠官を神宮に奉仕させているが、託宣集その他の史書に現われる者を擧げてみると、 人であり、 諸男は隼人征討の際に祝として活躍していた。諸男の子に田麻呂があり、 祝となつた田、麻呂の娘少吉備咩、 田麻呂は る 先ず八幡神 (託宣集國卷)。 胤守の子社 出

大隅の 概して歸化族と解釋されるし、更に雄略紀十五年の條に 祝の龍麻呂等、 れて、そのあとに志奈布女が任ぜられた。志奈布女と同時に與曾女が現われ、宇佐公池守と共に清麻呂と對決したり、 の妹采女の黑比賣、 け惡しきにつけ、その中心となつて活躍しているのは、さきの大神社女と對比される。 次に辛島氏も大神氏に劣らず多くの祠官を送つている。先ず大神比義と共にその名を現わす禰宜祝の乙目、 海中に出來た島は 九名の祠官を擧げることが出來る。さてこの辛島氏はいずれも勝の姓を有している。 禰宜の意布賣、大神社女なきあとを襲つた久須賣がいる。この久須賣は託宣を傳えないため罷免さ 八幡神の神威によると主張し、 のち清麻呂にその禰宜としての適否を問われるなど、 その他忌子の阿古女、同豐比賣、 勝の姓を持つ者は 次いでそ

詔聚,|秦氏|賜,|於秦酒公,。公仍領,|率百八十種勝,|奉,|献庸調絹練,|云々

げている。そこに記されている氏名には、地名を氏とした、例えば塔勝とか、丁勝という氏姓を多く見る事が出來る。こ れと同樣に辛島勝も宇佐八幡宮西方約四粁の驛館村字辛島の、地名を冠した氏名であることに間違いなかろう。 それでは「辛島」は何に由來するのであろうか。現在正倉院文書の中に大寶二年の戶籍が殘され、豐前國上三毛郡塔里 同郡加目久也里、同仲津郡丁里の戸籍帳に、秦部、勝を多く載せ、多い里では全體の九六パーセントに及ぶ歸化族をあ とあるから、 勝は秦氏によつて統率されていたことが窺える。そこで辛島勝は秦氏の歸化族であつたことが分つたが、

呂と社女の場合を除き、いずれも禰宜祝門の辛島氏と結びついているという事實は、表面的には八幡神の託宣を下すと 神比義は辛島乙目と結び、大神諸男は辛島波豆米と結びつき、宇佐公池守は辛島與曾女と結托していたのである。田麻 の秦氏まで加わつていたことが分つた。そしてこの宇佐、大神の宮司系二氏は、禰宜系辛島氏を共同のものとして、大 れる。ところでこれら三氏と宇佐八幡の祭神とはどのような關係にあるのであろうか。次にそのことに關して考えてみ 或いはその間を巧みに泳いで朝延より位を受け或いは姓を賜つたりして、逆に自分の氏族の發展を計つているともみら いう特異性を裏書きするものであるが、實際には既に見られたような字佐、大神兩氏の葛藤に捲き込まれて失脚したり、 以上のように八幡宮の祠官たる三氏はいずれも別個の系統の氏族であり、國造系字佐氏、出雲系大神氏、それに蕃別

### 四 祠官と祭神との関係

なるの であろう。 されるから、八幡宮創設當時の八幡神は、該地方の一地方神、(63) れに奉仕して神託を傳えていたのは大神、 割を果していたのではないかと思われる節もあるから、この字佐八幡神の根本となる第二神比賣神を古くから祀り、 又比義と共に祭祀に從事した辛島氏は、 最高の地位にあつたものが、轉化してシャーマン的要素を持つた女神の美稱と考えられている。字佐八幡の根元的形態 にはこの玉依姫を祀つている。玉依姫という名義の神には數種の神を擧げることが出來ることから、 に蟠踞していたものと推察する。 大神比義は石清水文書にあるように初代の祝であり、 である比賣神信仰は、 の神功皇后は弘仁十四年に社殿が初めて造られているから、 宇佐八幡宮の祭神には三座あり、 は第一 ところで第二神である比賣神は玉依姫と考えられ、 神と第二神のみである。そして第一神の八幡大神を應神天皇と擬定するのも、 託宣を下す事にその特色を持つ原始信仰であつた。これを今問題としている奉祀集團からみると、 第一神は應神天皇、第二神は比賣神、 乙目以來すべて祝禰宜の門地である。 辛島兩氏であろうと思われる。そして宇佐氏は男神の氏神を奉じてこの地方 大神氏は代々祝禰宜をつとめ、田麻呂の時代に初めて宮司となり、 宇佐八幡宮の原初的祭祀形態を問題とする時、その對照 しかも字佐八幡宮の奥宮とみられる馬城峯の大元山神社 即ち該地方の氏族に祀られていた一氏神に過ぎなかつた 第三神は神功皇后を祀つている。 一方比義は乙目祝の時は宮司のような役 孝謙、 淳仁兩朝の頃と推 今 日 一 般に巫女の

もないが、要する出現の際に比義が大きな役割を果したということは、 最も古い習合を見せた宇佐八幡が、 託宣集は八幡神の出現を欽明朝に比定しているが、無論その正確な年代を指しているものとは考えられない。 佛教渡來の欽明朝 の最後にその出現を擬したもので、 宇佐大神兩氏の關係をみるとき極めて興味深い 出現の時期を今正 確 K 佛教と 知る

關係を持つていた。 は絕えず宮司職を競望して相爭つた經緯はさきに引いた石清水文書 はあるまいか。奈良時代において宇佐氏の祠官として史上に現われる者は池守ただ一人で、 る中野幡能氏の説はまさに卓見である。 宇佐氏の奉ずる男神 統一されず、神宮寺においても八幡神宮寺と八幡比賣神宮寺は、 あとの、 として八幡信仰が起つたとする點は首肯出來ない。矢張りこの八幡神となる男神は、宇佐氏の奉ずる氏神で、これを第 か。この八幡二座が形造られた時以降の狀態を八幡信仰と考え、それ以前の別個に奉祀されていた時期を宇佐信仰とす る比賣神を第二神として宇佐氏の根據地である現在神宮のある小倉山に出現したという説話を創作したのではあるまい 神に祀ることによつて兩氏族の統合がなされ、又そうしなければ一大勢力である宇佐氏は統合に納得しなかつたので 大神氏と辛島氏は神託を發する比賣神を奉じて馬城峯にあつたが、該地万の最大勢力である宇佐氏との融合をはかり、 宮司空位時代に現われてくるのである。天平寶字七年を一つのエポックと考える意味もここにある。この兩氏 貞觀年間石清水に八幡が勸請されると、大神氏は極度におとろえ遂に大宮司職は宇佐氏の獨占する (これを果して八幡神と云つたかどうか問題を殘すが) を表面に出して第一神とし、 しかし兩氏族統合のために、新たに八幡神なる神を創つて、これを統一の紐帶 別々に建立され後に彌勒寺、 (第三八六號) にも表われているが、この狀態は遂 しかもそれは田麻呂のなき 榮興寺となるが常に對立 大神氏の奉ず

ところとなつた。

#### 五 結語

言えよう。 神が玉依姫であつたのである。そして半田康夫氏の指摘するように大寶二年の戸籍帳にみられる歸化人が鑛業に從事し る秦氏、以上の三要素が又別の形をとつて宇佐にもみられるのである。卽ち出雲系大神氏と歸化人の秦系辛島氏の祭る 賀茂の賀茂氏、 氏が共に玉依姫とみられる比賣神を祭つている。宇佐には秦氏の傳える丹塗矢傳説を遺してはいないが、三輪の大神氏 設話の中心である玉依日賣を秦氏の女とする又別種の丹塗矢傳説を傳えていた。<br />
一方字佐では三輪系大神氏と秦系辛島 を結んでいたと考えられた。そしてその賀茂氏は三輪の丹塗矢傳説と同じ類型の說話を傳え、 とがわかつた。さきに松尾社は秦氏によつて奉祀されていることを述べたが、松尾社の秦氏は出雲系賀茂氏と婚姻關係 ていたものであれば、宇佐の玉依姫が元來竈の原型を意味する鼎立せる巨石をヨリシロとする火神であり、 ンは容易に鑛業神と發展出來ること等を考え合せると、玉依姫を祀る宇佐八幡の辛島氏の背景も明らかになつてくると 以上によつて大神氏は出雲系三輪氏族であり、辛島氏は辛島という地名を冠する勝であるから、 (一九五八・六・一) 松尾の秦氏の持つ一連の傳說に現われる出雲系氏族と玉依日賣、及びその玉依日賣を自己の一女姓とす 更に秦氏は三輪 秦氏の一族であるこ 又シャーマ 賀茂の

- $\widehat{\underline{1}}$ 「古代の歸化人」 『國民の歴史』二の六所收、 「古代歸化人の問題」 『日本歴史』一〇號所收
- 倭漢氏 の研究」 史學雜 誌 六二の 九所收

史 第三十一卷 第一 四號

- (3) 『帝都』第十章、第十一章
- (4) 「謠曲と秦氏」『謠曲界』五七の三一六、昭和十八年九月—十二月
- (5) 「秦氏とその神」『歴史地理』八二の三、昭和十八年九月
- (6) 「宇佐八幡の發現に關する一考察」『西日本史學』三、昭和二十五年五月
- 7 稻荷社の本緣」四九〇頁『日本古典の史的研究』所收、 理想社、 昭和三十一
- 8 『稻荷大社由緒記集成』祠官著作篇一八頁、伏見稻荷大社社務所、昭和二十八年
- (9) 「瀨見小河」凡例『伴信友全集』第二、二〇一頁、「驗の杉」同三四四頁
- 10 肥後和男「賀茂傳說考」一四二一六頁『日本神話研究』所收、 五〇三頁等參照 河出書房、 昭和十六年第四 版、 及び西田長男氏前掲書四
- $\widehat{1}$ 荷田羽食春滿筆「稻荷社由緒注進狀」『稻荷大社由緒紀集成』祠官著作篇三三一一二頁
- 12 二所收、理想社、昭和三十二年 一 
  稲荷社の本緣」五二六―七頁 『日本古典の史的研究』所收、 及び「荷田氏所傳の稻荷社緣起」 二二〇頁 『神道史の研究』
- (13) 「瀨見小河」三之卷『伴信友全集』第二、三〇七一八頁
- (1) 「謠曲と秦氏」四「八幡と秦氏」『謠曲界』五七の六、昭和十八年十二月
- (15) 「賀茂傳說考」『日本神話研究』二五五頁
- (16) 「石滸水文書」之二『大日本古文書』
- (17) との記事は託宣集通卷にも引用している。
- 18 大分縣史料」第一部了「宇佐八幡宮文書之四「(小山田文書 (五四六番)、 昭和二十八年
- 拙稿「八幡信仰の起源について」(史學三○の二)において、この社女田麿の後任を與曾女池守としているのは誤であつた。
- ここに訂正する。
- 20 池守が造宮押領使となつたのは、 彌勒寺縁起によると天平神護元年三月二十三日とある。 なお同年志奈布女を禰宜に、 龍 陰を

祝に任ずともあるがこの説はとらない。

- $\widehat{21}$ 佐八幡の託宣について」と題する研究發表をしたことがある。 とのことに關して昭和三十二年十二月七日、 早稻田大學で開催された第五回早慶連合史學會において、 「奈良時代における字
- 22 『東大寺要録』巻第四によると「寶龜二年。和氣朝臣清麿任』豐前守?」とある。
- (23) 註(2) にあげた論文參照
- $\widehat{24}$ 云つて居るのは特別の事情があつてである」とある。 太田亮『全訂片社會組織の研究』(邦光書房、昭和三十年) 五三五頁に「勝姓は諸蕃氏が稱した姓で、 皇別や神別にして勝と
- (25) 拙稿「八幡信仰の起源について」本誌三〇の二参照
- 2) 前揭論文